

# 中山間地域等直接支払制度 実施状況



この制度は、適正な農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防ぎ、中山間地域の農地が持つ他面的機能の維持向上を図る活動に対し交付金を支払うものです。平成17年度からは、新たに「将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取り組みを促す仕組み」に改善され、取り組んでいます。

中山間地域等直接支払制度とは？  
山間部（中山間地域）の農地は、農産物の生産だけでなく、水源かん養、洪水防止、土砂崩壊防止やのどかな農村風景の保全による人々の癒しの場など、多くの役割（多面的機能）を担っています。しかし、もともと自然的・経済的条件が厳しい上、近年、後継者不足や耕作放棄地の増加により、その機能が低下し、大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

## 4. 対象が行うこと

国のきまりに基づき、対象集落が最低限行うべきこととして、集落における農業の目標及びどのように進めていくかを示した計画「集落マスタープラン」や、農用地・水路などをどのように保全していくかを示した「農用地等保全マップ」を作成し、耕作放棄地の防止や農業用水路・農道の管理、農地周辺の山林の手入れ等を行い、さらに地域の目標や抱える課題に応じて各集落が選択し実践する「農業生産活動を継続する前向きな取り組み」を行い、交付金を受けています。

【各集落が選択して行うこと】

交付を受けるには、A要件の(1)～(3)のうち2つ、またはB要件の(1)、(2)のうち1つを実施することが条件になっています。

[A要件]

(1) 生産性・収益向上の取組み

①機械・農作業の共同化（農業機械や施設の共同利用の実施）、②高付加価値型農業の実践（新規作物の導入や有機農業等の実践）、③地場産農産物等の加工・販売

(2) 担い手育成

①新規就農者の確保、②認定農業者の育成、③担い手への農地集積（認定農業者等への利用権の設定）、④担い手への農作業の委託（認定農業者等との農作業受委託契約の締結）

(3) 多面的機能の発揮

①保健休養機能を活かした都市住民等との交流（棚田等のオーナー制度、市民農園、体験農園の開設、運営）、②自然生態系の保全に関する学校教育等との連携（学校やNPO法人と連携した自然観察会、体験農園、ビオトープの確保等の活動の実施）、③多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携（非農家等と連携した耕作放棄防止活動や水路、農道等の管理活動、グリーンツーリズムの実施など）

[B要件]

(1) 集落を基礎とした営農組織の育成

(2) 担い手集積化（認定農業者等との利用権設定または農作業受委託契約の締結）

## 3. 交付単位（10ア当たり）

○地目：田

急傾斜（勾配・・・1/20 以上）

21,000 円

緩傾斜（勾配・・・1/100 以上 1/20 未満）

小区画・不整形

8,000 円



▲伊丹沢・前田集落営農研修のようす



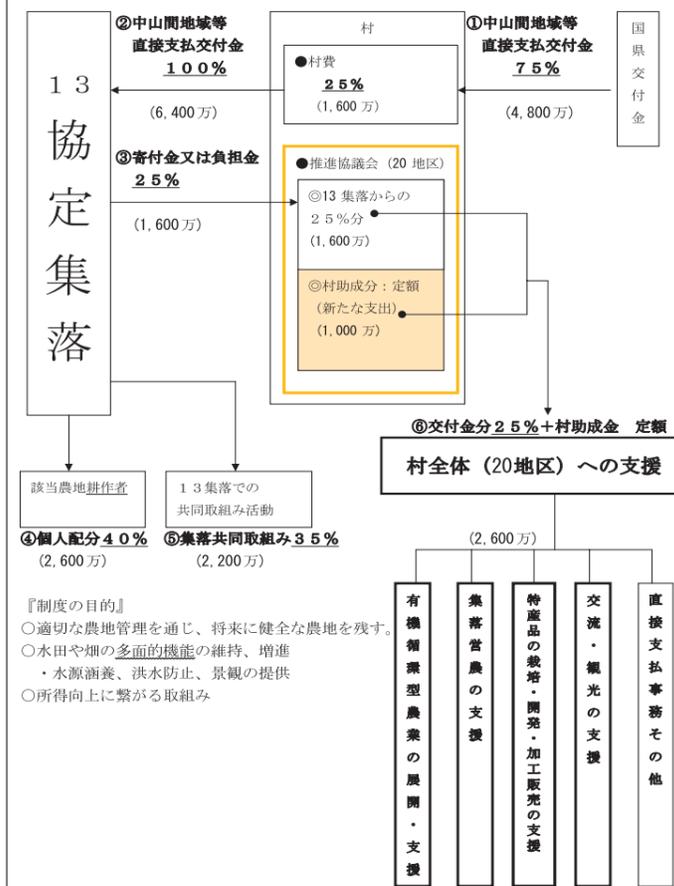
▲関沢集落営農研修のようす

## 各集落協定の概要

行政区	面積(m <sup>2</sup> )	交付額(円)	要件	具体的な取組み内容
関 沢	262,672	3,656,020	B	集落を基礎とした営農組織の育成(取組)
小 宮	794,722	11,137,265	A	新規作物の栽培 認定農業者の育成(取組)
八木沢・芦原	91,851	1,640,700	B	集落を基礎とした営農組織の育成(取組)
大 倉	261,952	4,175,083	B	集落を基礎とした営農組織の育成(取組)
佐 須	303,951	3,965,751	A	機械農作業の共同化 認定農業者の育成(取組)
飯 樋 町	129,378	1,089,091	A	機械農作業の共同化 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
前田・八和木	427,016	6,033,470	A	高付加価値型農業の実践(取組) 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
上 飯 樋	140,788	2,312,463	A	高付加価値型農業の実践(取組) 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
比 曾	346,086	5,416,658	A	地場産農産物等の加工・販売 認定農業者の育成(取組)
長 泥	520,004	9,146,143	A	地場産農産物等の加工・販売 認定農業者の育成(取組)
蕨 平	489,380	7,867,612	A	機械農作業の共同化 認定農業者の育成(取組)
前 田	427,058	7,060,065	B	集落を基礎とした営農組織の育成(取組)
二枚橋・須萱	101,846	1,166,314	A	機械農作業の共同化 認定農業者の育成(取組)
合 計	4,296,704	64,666,635		

## 中山間地域等直接支払交付金制度の概要

【フロー図】



## 飯館村の実施状況

飯館村は福島県知事の認定を受け、通常地域として13集落が制度の対象となり、事業の前提となる集落協定が締結されました。これらの集落では、協定に基づき共同取組活動として、水路・農道等の維持管理、多面的機能増進活動、耕作放棄地の防止活動などが行われ、目標達成に要する経費として交付金が交付されました。なお、この交付金の財源は、国・県・村で分担しています。

### 1. 実施期間

平成17年度から平成21年度までの5年間です。

### 2. 交付金の対象地域、農地

関沢、小宮、八木沢・芦原、大倉、佐須、飯樋町（久保曾）、前田・八和木、上飯樋、比曾、長泥、蕨平、前田、二枚橋・須萱地区の農振農用地域内にある農地（田）で、傾斜地にある1ア以上のまとまりのあるものが対象となります。集落単位で協定を締結しています。